

中田切川地点発電所建設事業 募集要項等(参加資格関連以外)に関する質問(第1回)に対する回答

	資料名	該当箇所							項目名	質問事項	回答事項
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
記載例	募集要項	11	II	3	(2)	①	イ	(ア)	××	「募集要項 6頁 II章 3(2)①イ(ア)」の内容についての質問事項がある場合には、左記のように記入してください。	
1	募集要項	1	I	4					本事業の事業内容	系統連系手続きは県の責任において実施するとある。FIT関係の図面は事業条件書において基本設計で事業者に求められているが、系統連系手続きの図面、諸元は県が準備する認識でよろしいでしょうか。	事業条件書P.2「3.本事業の対象範囲」に記載のとおり事業者にて準備してください。
2	募集要項	1	I	4					本事業の事業内容	系統連系において、一般的には2000kWまでが配電線接続となります。本事業で求めているマイクログリッド構想には配電線連系が必要となります。中部電力との交渉において配電線連系を調整中または求めるとの認識でよろしいでしょうか。	県が想定しているマイクログリッドは、必ずしも配電線連携が要件とは考えておりません。
3	募集要項	1	I	4					本事業の事業内容	「県は、調査・設計業務①の途中において、…令和3年度中において取得(FIT認定に必要となる事業用地の権原取得、…)する予定である」と記載があります。そのため、半年程度で権原取得に必要な用地の交渉は可能でしょうか？	FIT申請に必要な書類等について、取得可能と考えております。このため、令和3年度中のFIT取得を前提に提案をお願いします。
4	募集要項	2	I	5					事業期間	本業務(調査・基本設計・詳細設計・価格協議)のフローと期間がわかりづらいため、詳細を御教示下さい。	募集要項等で記載のとおりです。契約書等も併せてご確認ください。
5	募集要項	2	I	7	(1)				法令	電気事業法に定める、水力発電所の水力設備(ダム、導水路、サージタンク及び水圧管路等)の工事監督にダム水路主任技術者の資格は必要でしょうか。	県にて選任します。
6	募集要項	5	I	8					設計業務委託費の上限価格	技術提案時の設計業務委託費が上限価格を上回る場合の取扱いについて、ご教示下さい。(失格、価格点を0点とする等)	ご質問の場合、優先交渉権者決定基準に記載のとおり評価します。失格、特別な配点等はありませんが、想定されている業務内容が適正かどうか別項目にて評価させていただきます。
7	募集要項	5	I	8					設計業務委託費の上限価格	提示されている上限額は、基本設計費用との事でしょうか、御教示ください。	設計業務委託契約に基づく契約代金額の上限額です。
8	募集要項	5	I	9					設計・施工請負代金額の参考価格	提示されている参考価格は、詳細設計費、工事費用との事でしょうか、御教示ください。	設計・施工請負契約に基づく契約代金額の参考価格です。
9	募集要項	6	II	2					募集および選定方法	ECIによる設計報告後、価格交渉により工事の契約にいたるまでの期間はどの程度の期間を考慮しておられますか、御教示ください。	応募者の提案によることとします。
10	募集要項	8	II	4	(13)				令和元年度 新規電源開発に伴う調査・設計業務	守秘義務対象開示資料で開示頂いた資料には、5章概略設計しか含まれていません。その他の章含めすべての開示をお願いします。また、当公募の特記仕様書には下記業務も含まれているため該当業務の成果物も含め開示をお願いします。 ・概略施工計画と工事工程・仮設準備計画策定 ・概略設計図書作成	中田切川地点以外の情報が含まれているため開示できません。
11	募集要項	13	III	3	(5)				評議会	プレゼンテーションの実施及び…ヒアリングの出席とありますが、ヒアリング(質疑)は別日で実施されるものですか、御教示ください。	プレゼンテーションの実施及び評価会議による提案審査書類に対するヒアリングは同日同一スケジュールで実施します。
12	募集要項	2	I	5					事業期間	令和5年3月10日までに設計報告書を提出するとの事でしょうか？その場合、契約となる令和3年3月の契約後速やかに調査に着手できるでしょうか、ご教示願います。	令和5年3月10日までの調査・設計業務①の終期です。調査の着手は契約後速やかにお願います。

13	事業条件書	3	I	6				事業場所及び対象設備	余水路について記載はありませんが、要否については事業者の設計により判断することによいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
14	事業条件書	4	II	1	(2)			発電諸元	全体の諸元に記載の有る内容は参考として捉えて良いでしょうか？事業者が最適案を検討・提案すれば良いという理解でよろしいでしょうか、御教示ください。	ご理解のとおりです。
15	事業条件書	5	II	1	(3)			流況曲線	流況のデータは河川法許可申請時の「使用水量の算出の根拠」に耐えられるデータと理解して良いでしょうか。どこの地点データでしょうか、御教示ください。	守秘義務対象開示資料にて調査時期、地点など開示しますので、河川法許可申請に耐えられるかの判断は、提案者が行ってください。
16	事業条件書	5	II	1	(3)			流況曲線	中田切川取水地点の流況データは、取水地点での実測により収集されたものでしょうか？	No.15をご参照ください。
17	事業条件書	6	III	2				実施体制	「各種共通仕様書等に則って適切に技術者を対置するものとする」と記載があります。しかしながら、募集要項の関係仕様書等には、長野県設計業務共通仕様書共通編の記載がありません。管理技術者の配置条件はどの仕様書に則って配置すればよろしいでしょうか？	ご質問の仕様書は募集要項の「長野県に関連する共通仕様書」に含まれます。
18	事業条件書	7	III	8	(1)			周辺環境への配慮	周辺環境への配慮にあたり、環境調査(自主アセス)は実施するのでしょうか、また本事業は長野県の「公共事業環境配慮制度」の対象でしょうか、御教示ください。	公共事業環境配慮制度の対象です。また、自主アセスを実施するかどうかについては、提案によります。
19	事業条件書	8	IV	1	(2)			測量調査	文章中に「権原取得するための下記業務は先行して県で実施する予定・・・」とありますが、下記業務とは何を示しているのでしょうか、御教示ください。	「下記」の文言は不要なので事業条件書から削除します。
20	事業条件書	8	IV	1	(2)			測量調査	”権原取得するための下記業務は先行して県で実施する”とありますが、下記の内容とはどのような内容でしょうか。	No.19をご参照ください。
21	事業条件書	9	IV	2	(2)	④		基本設計図面の作成	FIT制度の申請に必要な事業者が提供する書類は主に次の資料と考えているがよろしいでしょうか、御教示ください。 ①保守点検および維持管理計画 ②保守点検維持管理費用総額 ③発電設備の内容を証する書類 ④構造図 ⑤配線図 ⑥事業実施体制図(連絡先などの提供) ⑦関係法令手続状況報告書	事業計画策定ガイドライン(水力発電)等を参考に、必要と考えられる資料は、提案者にてご判断ください。
22	事業条件書	9	IV	3				正常流量検討業務	検討計画書に関する河川管理者等との協議・現地確認は、事業者・県のどちらの役割分担でしょうか、御教示ください。	事業条件書P.2「3.本事業の対象範囲」に記載のとおりです。
23	事業条件書	9	IV	3	(1)			正常流量検討業務	検討計画書に基づく河川調査、魚類調査等は調査・設計業務①の業務範囲内でしょうか、御教示ください。	守秘義務対象開示資料にある魚類調査は実施済みです。その調査結果を踏まえ、魚類の再調査を含む必要な業務はすべて対象範囲です。
24	事業条件書	9	IV	3	(2)			正常流量の設定	「9項目別必要流量」とは具体的に何を示しますか、御教示ください。	「正常流量検討の手引き(案)(国土交通省河川局河川環境課 平成19年9月)」に記載されている9項目別必要流量の事です。
25	事業条件書	10	IV	4	(1)			事前協議資料作成	系統連系協議の接続検討申込み前に実施される事前相談は行われているでしょうか？	相談済みです。
26	事業条件書	10	IV	4	(1)			事前協議資料作成	上記質問の回答が「行われている」の場合電力会社へ提出した事前相談申込書の開示をお願いします。	「事前相談に対する回答書」を守秘義務対象開示資料として開示します。

27	事業条件書	13	VI	1	(1)	④		共通項目	耐震性能についてはレベル2地震動を考慮する必要がありますか、御教示ください。	当局の定める経営戦略の方針では、必要とは考えておりませんが、提案を妨げるものではありません。
28	事業条件書	14	VI	1	(3)	⑨		取水設備	可能な限り塵芥を掻き揚げることなく除去できるようなとありますが、除塵機などで一度掻き揚げ、バルコンで河川に戻す行為は不可という見解から来ていると理解して良いでしょうか、御教示ください。	ご理解のとおりです。
29	事業条件書	14	VI	1	(4)	④		導水路	取水設備の電源・通信設備は、導水路内に設置することを指定されており、このケーブルの設計、施工も事業者の範疇との認識でよいでしょうか、御教示ください。	ご理解のとおりです。
30	事業条件書	14	VI	1	(5)	⑤		水槽	取水設備部に除塵機を設置することとなっていますが、水槽部への除塵機も必須でしょうか(途中はトンネルのため)御教示ください。	調査・設計業務①の中で検討してください。
31	事業条件書	14	VI	1	(5)	⑥		水槽	水槽排水路を整備することとありますが、ルート・排水容量・方法等については事業者にて立案することで良いでしょうか、御教示ください。	ご理解のとおりです。
32	事業条件書	16	VI	2	(1)			下流のかんがい用水等の利用に影響を与えない対策	かんがい用水として必要な水量と期間を御教示ください。	守秘義務対象開示資料をご確認ください。
33	設計業務委託契約書案	4	7					一括再委託等の禁止	「設計仕様書において指定した主たる部分」に該当する業務は発注者からの指定部分として募集要項からは見当たりません。そのため提案書による理解でよろしいでしょうか？	「主たる部分」の定義については長野県建設部が規定する共通仕様書に記載されているので、これに準じて提案してください。
34	守秘義務対象資料 5章 概略設計	5							上記5章概略設計の欠頁とされているP5.5及びP5.6の開示をお願いします。	用地関係の個人情報が含まれているため、開示できません。
35	守秘義務対象資料 5章 概略設計	24						副ダム左岸への発電所レイアウト案	「合意が得られない可能性が大きい…地元協議が難航する可能性が高い」と記載されていますが、どの様な理由で合意が得られないのでしょうか？	施設・利水管理者の管理スペースとして必要であるため、設置場所としては避けてほしいと指摘を受けているためです。
36	守秘義務対象資料 5章 概略設計	42						概算事業費	送配電設備費に発電所～特高として3.6km送電線の記載があります。これは特高設備は発電所近傍には設けず3.6km先に開閉所を設けるのが参考価格案との理解でよろしいでしょうか？	ご質問の設備は送配電事業者で施設することを想定しており、本事業の対象範囲外です。したがって、参考価格には含まれておりません。